

瀬戸市教育委員会 11月定例会

議 案

第38号議案 令和4年10月請願について

(学校教育課主幹)

4年第38号議案

令和4年10月請願について

令和4年10月に受理した請願書について、瀬戸市教育委員会会議規則第17条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

令和4年11月10日提出

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤 正彦

(理由)

この案を提出するのは、請願の採否について、教育委員会の議決を求める必要があるためである。

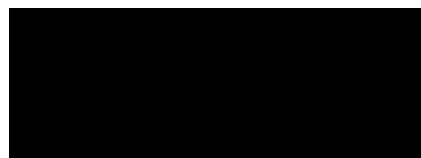
請 願 書

瀬戸市教育委員会
教 育 長 様



2022年10月11日

請願者
住 所
氏 名



瀬戸市教育委員会会議規則（教委規則第1号）第17条の規定に基づき、請願します。

記

【請願の要旨】

1. 2022. 9. 8に開催された教育委員会9月定例会議において、「虚偽」の説明を行った学校教育課長を処分すること。
2. 学校教育課長による虚偽の説明を基に「不採択」とされた「にじの丘学園産業医選任」に関する請願について、再度審議すること。

【請願の理由】

1. 私が提出した2022. 8. 8付請願書（にじの丘学園について、産業医の選任を行うこと。）に関して、学校教育課長は、にじの丘学園は、小学校、中学校の「2事業所であり、各々50未満である。」旨説明を行った。

しかし、にじの丘学園は、1事業所である。にじの丘学園2022年度『学校経営案』（添付文書参照）により説明する。

- ① 5P「イ 各種委員会」を見れば分かるように、にじの丘学園は、基本的にすべて小中一体となって運営されていることは明白である。

特に、産業医選任に関わる委員会について指摘するならば、「教職員衛生委員会」の構成メンバーも小中教職員が一体となって構成されている。なぜこれで「2事業所」となるのか。

- ② 6Pは「にじの丘小学校」の教職員、7Pは「にじの丘中学校」の教職員で、休職中の教職員も含まれていると思われるが、これだけの教職員が「一つ屋根の下」で働いているのである。なぜこれで「2事業所」というのか。

- ③ もちろん職員会議も常に合同で開催されている。

2. 上記実態について、学校教育課長が認識していないはずはない。教育委員会の場で、まさに、請願を拒否せんがための「虚偽」説明は、了解できない。処分されて当然である。

3. 法律的に言えば、教職員の服務関係において、—— 例えば「出張命令においては、にじの丘中学校

長が、にじの丘小学校教職員に対して出張命令権を行使できない」「休暇承認においては、にじの丘小学校長が、にじの丘中学校教職員の休暇承認、不承認を行うことができない」わけである。

しかし、その服務関係性から、労働実態を無視して「2事業所」と説明し、労働安全衛生法の適用を排除し、産業医の選任を拒否するのは不当である。上記のように、「教職員衛生委員会」の構成メンバーを見れば「1事業所」であることは、明白である。

4. 以上、事実に基づかない「請願」審査については、再度審査するよう求める。

(審査においては、『にじの丘学園 学級経営案』、『にじの丘学園 パンフレット』等、そのものを手にして審査されたい。)

5. なお、瀬戸市教委は、にじの丘学園について、ある場合は「小中一体」、ある場合は「小中独立」と、都合よく使い分けているように思われる。

私が「独立しているならば、小学校長、中学校長は、校地、校舎のどの部分を管理するのか」と公文書開示請求を行ったところ、各校長が管理する「面積」が開示される始末であった。つまり、「一つの校舎、体育館内を途中で分けし、中学校長が管理する部分、小学校長が管理する部分」などと分けられないのである。小中学校教職員は、必要があれば、校舎、校地全域で活動する。換言すれば、その全域において労働安全衛生上問題があれば対応されなければならない。そして、その場合の対象が、「小学校の教職員のみ」「中学校の教職員のみ」ということは、あり得ない。

以上